

# 掛川市立城東中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

## 1 いじめに対する基本認識

### (1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 第1章 総則 第2条)

### (2) いじめの態様

- ア 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- エ 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
- オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- カ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## 2 いじめ防止等のための対策

### (1) 学校いじめ防止対策委員会の設置

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び事実関係の把握を行う。また、いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭等とする。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員等の外部人材を加える。

### (2) 基本姿勢

教育活動全体を通して、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育てる。また、互いの人格を尊重しあえる態度を養い、すべての児童生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

### (3) 人権教育・道徳教育の充実

いじめは人権を侵害する決して許されない行為であることを児童生徒にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努める。

道徳において、生命尊重や公正公平を主題として、いじめを取り上げ、思いやりの心やいじめを許さない強い意志を育てる。また、「かけがわ道徳」の実践により、まごころをもって事に当たる報徳の教えを通して豊かな心を育てる。

#### (4) 学級経営の充実

教師と児童生徒、児童生徒同士の共感的な人間関係により、一人一人のよさが発揮できる場を保証し、多様性を認め人権侵害をしない学級をつくる。

#### (5) 人間関係づくりの充実

児童生徒のコミュニケーションの力を高めるために、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れる。互いを認め尊重するなかで、自分の思いを伝えたり悩みを相談したりする力を育てる。

#### (6) インターネットに関する指導

インターネット、SNS、メールなどの怖さや正しい扱い方について、情報モラル教育を計画的に進めるとともに、保護者にも理解を求めていく。

#### (7) 保護者や地域への啓発

「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに公開し、保護者や地域に対して積極的な協力を求める。

#### (8) いじめ早期発見の手立て

- ア 日常生活における発見（絆ノート、生活アンケート、教育相談他）
- イ 生徒理解の会・生活部情報交換会等による生徒情報の共有
- ウ スクールカウンセラーとの連携

#### (9) 関係機関との連携

いじめ対応では、必要に応じて、関係機関と適切な連携を図る。また、平素から関係機関窓口や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築し、各分野の専門家とつながりをもつ。

- ア 学校と教育委員会との連携
- イ 掛川市教育センター、市及び県教育相談機関等との連携
- ウ 警察との連携
- エ 医療機関との連携
- オ 市こども希望課、市福祉課、児童相談所等との連携  
各関係機関と連携を図り、必要に応じてケース会議を実施する。

#### 【ケース会議参加者例】

学校、市教委、市教育センター、市こども希望課、市福祉課、民生委員、主任児童委員、児童相談所、警察署、医療機関、SC、SSW等

### 3 いじめの対処

いじめ問題が生じた場合には、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

#### (1) いじめ情報のキャッチ

<報告>

- ア 最初にいじめを見つけた教職員は学級担任・学年主任・生徒指導に連絡。
- イ 連絡を受けた者は、必ず教頭、校長に報告する。

<留意点>

- ア どんな小さな事案でも、連絡、報告をする。
- イ 自分の責任であると思い込み、自分だけで解決しようとしめない。

#### (2) いじめ防止対策委員会にて、事案に対する協議

- ア 必要に応じてケース会議を実施するなど、市教委や関係機関等との連携を図る。
- イ インターネット上のトラブルは、「ネット上のトラブルに関する対応マニュアル事例集」を参考にする。

#### (3) 事実の究明

- ア いじめの状況やきっかけ等をじっくり聞き取るとともに、複数の情報をつきあわせ、確実な事実に基づいた指導ができるよう、関係教職員で確認する。
- イ 聞き取りは基本的に、被害者→周囲の者→加害者の順番で行う。
- ウ 聞き取る場所、時間帯、秘密の厳守等については、細心の注意を払う。
- エ 被害者と加害者の言い分を聞いて、よく整理してから次の段階に進む。

#### (4) 被害者、加害者、周囲の者等への指導

謝罪は、事案の内容によって形式やタイミングは異なるが、被害者の辛い気持ちや加害者の猛省が、双方に伝わるように行う。また、いじめを許さない学校の姿勢や今後の対応策について、双方に十分理解させる。

<被害者>

- ・被害者には、担任を中心に児童生徒が話しやすい教職員が対応し、いじめを絶対許さない学校全体の姿勢や今後の指導、二度と起こさせない対応策等を説明する。
- ・保護者への説明は、内容にもよるが基本的に複数の教職員で家庭訪問をする。

<加害者>

- ・加害者には、中立的な立場の教職員が話をし、被害者の辛い気持ちに気づかせ、加害者が素直な気持ちで、内省するように指導する。
- ・保護者への説明や被害者側への謝罪は、事案の内容にもよるが、基本的には複数の教職員で家庭訪問をし、互いに納得のいく方法を得て進める。

<周囲の者>

- ・周囲の者には、いじめは学級や学年・学校全体の問題としてとらえさせ、被害者の身になって、観衆や傍観者の態度がどのように影響するか等を考えさせる。
- ・いじめの原因を振り返らせ、いじめをなくすための話し合いをさせる。

#### (5) いじめを許さない学校づくり

いじめを許さない学校をつくるために、未然防止の手立て及び早期発見・早期対応の手立てが十分であったか、全教職員で振り返りを行う。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- ア 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめの場合。
- イ 欠席の原因がいじめと認められ、児童生徒が相当の期間、学校を欠席している場合。あるいは、一定期間連続して欠席している場合。
- ウ 児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあった場合や、関係者の理解が得られず困難な状況にある場合。

### (2) 重大事態の報告

重大事態又はその疑いがあると認める事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

### (3) 重大事態にかかる調査

- ア 「学校いじめ防止対策委員会」又は「掛川市いじめ防止対策推進委員会」において調査を行う。どちらにするかは、学校からの報告を受けた際に教育委員会が判断する。また、学校が主体となって行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- イ 重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、教育委員会を通して総合教育会議で協議するとともに、必要な指示を受ける。

### (4) 調査結果の報告及び情報提供

- ア 調査結果の報告  
重大事態にかかる調査結果は、教育委員会を通して市長に報告する。
- イ いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供  
いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかとなった事実関係について、適切な方法で説明を行う。その際には、関係者の個人情報に十分留意する。

掛川市教育委員会	0 5 3 7 - 2 1 - 1 1 5 6
西部児童相談所	0 5 3 8 - 3 7 - 2 8 5 4
掛川市役所こども希望課	0 5 3 7 - 2 1 - 1 1 6 3
掛川市役所福祉課	0 5 3 7 - 2 1 - 1 1 4 4
掛川警察署	0 5 3 7 - 2 2 - 0 1 1 0